

中小企業活性化協議会実施基本要領 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">＜第一章＞はじめに</p> <p>第1 本基本要領作成の経緯</p> <p>収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業者の再生を支援するため、2003年に中小企業再生支援協議会が創設され、長年にわたり中小企業者を支援してきた。2022年3月4日に「中小企業活性化パッケージ」が公表され、中小企業再生支援協議会は、経営改善支援センターと統合し、中小企業者の収益力改善、事業再生、再チャレンジ等を一元的に支援する「中小企業活性化協議会」（後述する支援業務部門及び協議会事務局の呼称のこと。<u>ただし、産業復興相談センターが設置されている場合にはこれも含む。</u>以下「協議会」という。）が設置されるに至った。</p> <p>これに合わせ、中小企業活性化協議会が実施する支援に関して、中小企業活性化協議会実施基本要領を定めるものである（以下「本基本要領」という。）。</p> <p>協議会は、「地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化」を追求するため、①「中小企業の駆け込み寺」として、幅広く中小企業者の相談に対応し（第二章第2）、②協議会自身においてあらゆるフェーズの中小企業者への支援と民間の支援専門家の育成を実施し（第二章第3から第6）、③各フェーズでの民間による支援を促進すべく民間の支援専門家の活用を普及啓発する（第三章）。<u>また、大規模な自然災害若しくは火事又はこれに類する事象（以下「災害等」という。）が発生した場合には、当該災害等の影響を受けた中小企業者等への特別な支援を実施する（第二章第7）。</u>本基本要領は、中小企業活性化協議会の取組により、地域経済において大きな役割を</p>	<p style="text-align: center;">＜第一章＞はじめに</p> <p>第1 本基本要領作成の経緯</p> <p>収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業者の再生を支援するため、2003年に中小企業再生支援協議会が創設され、長年にわたり中小企業者を支援してきた。2022年3月4日に「中小企業活性化パッケージ」が公表され、中小企業再生支援協議会は、経営改善支援センターと統合し、中小企業者の収益力改善、事業再生、再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」（後述する支援業務部門及び協議会事務局の呼称のこと。以下「協議会」という。）が設置されるに至った。</p> <p>これに合わせ、中小企業活性化協議会が実施する支援に関して、中小企業活性化協議会実施基本要領を定めるものである（以下「本基本要領」という。）。</p> <p>協議会は、「地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化」を追求するため、①「中小企業の駆け込み寺」として、幅広く中小企業者の相談に対応し（第二章第2）、②協議会自身においてあらゆるフェーズの中小企業者への支援と民間の支援専門家の育成を実施し（第二章第3から第6）、③各フェーズでの民間による支援を促進すべく民間の支援専門家の活用を普及啓発する（第三章）。本基本要領は、中小企業活性化協議会の取組により、地域経済において大きな役割を果たす中小企業の活性化を図るため、規定するものである。</p>

果たす中小企業の活性化を図るため、規定するものである。

第2 本基本要領の位置づけ

本基本要領は、産業競争力強化法第134条の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）が実施する事業のうち、協議会として実施する事業を網羅的に記載したものである。具体的には、第二章では、中小企業活性化協議会事業（中小企業再生支援協議会の設置・運営、支援業務部門による事前相談・窓口相談、収益力改善支援、経営改善計画策定支援事業（ただし、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（令和4年3月4日公表、同年4月15日適用開始。以下「中小企業版ガイドライン」という。）に基づく計画策定支援は除く。）に対する助言支援、再生支援、再チャレンジ支援、産業復興相談センターによる復興支援等を実施する事業。以下「協議会事業」という。）について、その内容等を定めている。第三章では、経営改善計画策定支援事業（定義は第三章にて後述。以下「経営改善計画策定支援事業」という。）の内容を定めている。

本基本要領のうち、協議会事業に関する記載は、各認定支援機関における「中小企業再生支援業務」（産業競争力強化法第134条）を具体化したものであるが、経営改善計画策定支援事業に関する記載については、その根拠規程等は「認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱」（平成25年2月26日20130226財中第4号）及び「経営改善計画策定支援事業実施要領」（平成25年2月26日20130226財中第7号）であることに留意する必要がある。

第2 本基本要領の位置づけ

本基本要領は、産業競争力強化法第134条の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）が実施する事業のうち、協議会として実施する事業を網羅的に記載したものである。具体的には、第二章では、中小企業活性化協議会事業（中小企業再生支援協議会の設置・運営、支援業務部門による事前相談・窓口相談、収益力改善支援、経営改善計画策定支援事業（ただし、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（令和4年3月4日公表、同年4月15日適用開始。以下「中小企業版ガイドライン」という。）に基づく計画策定支援は除く。）に対する助言支援、再生支援、再チャレンジ支援等を実施する事業。以下「協議会事業」という。）について、その内容等を定めている。第三章では、経営改善計画策定支援事業（定義は第三章にて後述。以下「経営改善計画策定支援事業」という。）の内容を定めている。

本基本要領のうち、協議会事業に関する記載は、各認定支援機関における「中小企業再生支援業務」（産業競争力強化法第134条）を具体化したものであるが、経営改善計画策定支援事業に関する記載については、その根拠規程等は「認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱」（平成25年2月26日20130226財中第4号）及び「経営改善計画策定支援事業実施要領」（平成25年2月26日20130226財中第7号）であることに留意する必要がある。

＜第二章＞中小企業活性化協議会事業

第1 組織体制

1. 協議会事業実施体制及び業務の区域

(1) 認定支援機関は、協議会事業を実施するため、中小企業再生支援協議会、支援業務部門及び協議会事務局を置くほか、必要に応じて産業復興相談センターを置く。

(略)

2. 中小企業再生支援協議会

(略)

(3) 産競法上の協議会の役割及び業務

① 産競法上の協議会は、認定支援機関が協議会事業を遂行するにあたり、地域の実情を踏まえて、具体的な業務実施方針・方法、その他必要な事項について定めるとともに、支援業務部門が業務実施方針・方法に基づいて適切に事業を行うよう、必要に応じて指導、助言を行う。産業復興相談センターが設置されている場合には、産業復興相談センターが業務実施方針・方法に基づいて適切に事業を行うよう、必要に応じて指導、助言を行う。

(略)

3. 支援業務部門

(略)

(2) 統括責任者及び統括責任者補佐

(略)

② 認定支援機関の長は、金融機関等及びその子会社からの出向者を統括責

＜第二章＞中小企業活性化協議会事業

第1 組織体制

1. 協議会事業実施体制及び業務の区域

(1) 認定支援機関は、協議会事業を実施するため、中小企業再生支援協議会、支援業務部門及び協議会事務局を置く。

(略)

2. 中小企業再生支援協議会

(略)

(3) 産競法上の協議会の役割及び業務

① 産競法上の協議会は、認定支援機関が協議会事業を遂行するにあたり、地域の実情を踏まえて、具体的な業務実施方針・方法、その他必要な事項について定めるとともに、支援業務部門が業務実施方針・方法に基づいて適切に事業を行うよう、必要に応じて指導、助言を行う。

(略)

3. 支援業務部門

(略)

(2) 統括責任者及び統括責任者補佐

(略)

② 認定支援機関の長は、金融機関等及びその子会社からの出向者を統括責

任者として選任してはならない。また、産業復興相談センターが設置されており、債権買取支援業務を行う場合には、産業復興相談センターのセンター長及びそれを補佐する者を統括責任者として選定してはならない。

(略)

(3) 支援業務部門の業務内容

(略)

- ③ 支援業務部門は、窓口相談で把握した相談企業の状況に基づき、支援を行うことが適当であると判断した場合には、相談企業に対し各種支援を行う。その際には、必要に応じて、外部専門家（企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等であって、認定支援機関が委嘱した者）を活用しつつ、主要債権者（対象債権者のうち、相談企業に対する債権額が上位のシェアを占める債権者）等との連携を図りながら、各種支援を行う。

(略)

- ⑩ 統括責任者は、協議会事業の適切な遂行と、適切な支援体制の整備に努める。また、統括責任者は、別途中小企業庁が定める「協議会事業の発展に向けた取組指針」に従い、中小企業者等から事業遂行に関する意見等があった場合など、協議会事業の適切な遂行と適切な支援体制の整備に向けた調査等を実施する。なお、各経済産業局等は、産競法140条4号に基づき実施された評価の結果が別途中小企業庁の定める「協議会事業の業務改善計画策定に関する基準」の基準を満たさない場合その他必要な場合に、統括責任者に対して業務改善計画の作成を要請することができ、この場合、統括責任者は、認定支援機関の長と協議のうえ、業務改善計画を作成する。

任者として選任してはならない。

(略)

(3) 支援業務部門の業務内容

(略)

- ③ 支援業務部門は、窓口相談で把握した相談企業の状況に基づき、支援を行うことが適当であると判断した場合には、必要に応じて、外部専門家（企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等であって、認定支援機関が委嘱した者）を活用しつつ、主要債権者（対象債権者のうち、相談企業に対する債権額が上位のシェアを占める債権者）等との連携を図りながら各種支援を行う。

(略)

- ⑩ 統括責任者は、協議会事業の適切な遂行と、適切な支援体制の整備に努める。また、統括責任者は、別途中小企業庁が定める「協議会事業の発展に向けた取組指針」に従い、中小企業者等から事業遂行に関する意見等があった場合など、協議会事業の適切な遂行と適切な支援体制の整備に向けた調査等を実施する。なお、各経済産業局等は、必要に応じて統括責任者に対して業務改善計画の作成を要請することができ、この場合、統括責任者は、認定支援機関の長と協議のうえ、業務改善計画を作成する。

<p>⑪ <u>支援業務部門は、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎセンター等の各関係支援機関と協同して中小企業者が抱える課題に応じた支援を提供するため、各関係支援機関との間で受渡しや共同支援の基準を整備するなど、各関係支援機関が相互に円滑かつ効果的な連携を行うための体制整備に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>4. <u>産業復興相談センター</u></p> <p><u>認定支援機関は、災害等が発生し、当該認定支援機関が協議会事業を行う地域に所在する中小企業者等に深刻な被害が生じた場合には、中小企業庁と協議の上、産業復興相談センター（以下「復興相談センター」という。）を設置することができる。</u></p> <p><u>復興相談センターの設置、構成、業務内容等については、本基本要領別冊5「産業復興相談センター要領」に定める。その際、復興相談センターが債権買取支援業務を行う場合でも、復興相談センターの支援業務部門からの独立性を確保するよう必要な処置を実施するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5. <u>守秘義務</u></p> <p>(1) <u>認定支援機関の役職員（統括責任者、統括責任者補佐、センター長、センター長補佐、協議会事務局員、外部専門家、外部専門家補佐人を含む。）</u>、産競法上の協議会委員又はこれらの職にあった者は、本基本要領に基づく業務においてその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(2) 認定支援機関は、</p> <p>① <u>統括責任者、統括責任者補佐、センター長、センター長補佐、協議会事務局員の委嘱</u></p>	<p>4. <u>守秘義務</u></p> <p>(1) 認定支援機関の役職員（統括責任者、統括責任者補佐、協議会事務局員、外部専門家を含む。）<u>、産競法上の協議会委員又はこれらの職にあった者は、本基本要領に基づく業務においてその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>(2) 認定支援機関は、</p> <p>① <u>統括責任者、統括責任者補佐、協議会事務局員の委嘱</u></p> <p>② <u>外部専門家の委嘱</u></p>

②外部専門家及び外部専門家補佐人の委嘱

等において、在職中、退任後を問わず相談企業の下承を得た場合を除いていかなる情報も第三者に開示しない旨を明記した文書を徴求する。

(略)

第2 事前相談・窓口相談

1. 事前相談・窓口相談の目的

協議会(ただし、復興相談センターを除く。以下同じ。)が「中小企業の駆け込み寺」として、幅広い中小企業者からの相談に対応するためには、中小企業者が相談しやすい環境を作ることが重要である。そのためには、中小企業者、金融機関等及び支援専門家等からの相談に日々丁寧に対応することが必要である。

協議会による事前相談及び窓口相談の業務手順を定めることにより、地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化を図り、もって中小企業の活力の再生を図る。

なお、復興相談センターの窓口相談等に関しては、第二章第7に定める。

(略)

2. 事前相談

(略)

(3) 統括責任者は、中小企業者について都道府県中小企業支援センター、商工会議所、商工会、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、信用保証協会の個別相談、専門家派遣等の支援及び政府系金融機関の公的金融支援等を受けることが適切と判断した場合には、金融機関等及び支援専門家にその旨を伝え、各関係支援機関に紹介を行う。

(略)

等において、在職中、退任後を問わず相談企業の下承を得た場合を除いていかなる情報も第三者に開示しない旨を明記した文書を徴求する。

(略)

第2 事前相談・窓口相談

1. 事前相談・窓口相談の目的

協議会が「中小企業の駆け込み寺」として、幅広い中小企業者からの相談に対応するためには、中小企業者が相談しやすい環境を作ることが重要である。そのためには、中小企業者、金融機関等及び支援専門家等からの相談に日々丁寧に対応することが必要である。

協議会による事前相談及び窓口相談の業務手順を定めることにより、地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化を図り、もって中小企業の活力の再生を図る。

(略)

2. 事前相談

(略)

(3) 統括責任者は、中小企業者について都道府県中小企業支援センター・商工会議所・商工会の個別相談・専門家派遣等の支援及び政府系金融機関の公的金融支援等で対応することが適切と判断した場合には、金融機関等及び支援専門家にその旨を伝え、各関係支援機関に申し送りを行う。

(略)

3. 窓口相談（第一次対応）

（略）

（2）統括責任者及び統括責任者補佐は、中小企業者から収益力改善、経営改善、事業再生及び再チャレンジに向けた取組の相談を受け、以下に掲げる事項を把握し、課題の解決に向けた適切な助言（「ガバナンス体制の整備支援に関するチェックシート」を用いた助言を含む。）、支援施策・支援機関の紹介を行う。

- ・企業の概要
- ・直近3年間の財務状況（財務諸表、資金繰り表、税務申告書等）
- ・滞納公租公課の存否及び状況（滞納金額目録、換価の猶予許可通知書等）
- ・株主、債権債務関係の状況（取引金融機関等）
- ・事業形態、構造（主要取引先等）
- ・会社の体制（ガバナンス体制の確認を含む。）、人材等の経営資源
- ・現状に至った経緯
- ・改善に向けたこれまでの努力及びその結果
- ・取引金融機関との関係
- ・収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向けて活用できる会社の資源
- ・収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向けた要望、社内体制の準備の可能性

（略）

（4）統括責任者及び統括責任者補佐は、保証人の保証債務の整理を行う必要があると判断した場合には、保証人にその旨を伝え、必要に応じ、再チャレンジ支援を行う等、可能な対応を行う。

3. 窓口相談（第一次対応）

（略）

（2）統括責任者及び統括責任者補佐は、中小企業者から収益力改善、経営改善、事業再生及び再チャレンジに向けた取組の相談を受け、以下に掲げる事項を把握し、課題の解決に向けた適切な助言（「ガバナンス体制の整備支援に関するチェックシート」を用いた助言を含む。）、支援施策・支援機関の紹介を行う。

- ・企業の概要
- ・直近3年間の財務状況（財務諸表、資金繰り表、税務申告書等）
- ・株主、債権債務関係の状況（取引金融機関等）
- ・事業形態、構造（主要取引先等）
- ・会社の体制（ガバナンス体制の確認を含む。）、人材等の経営資源
- ・現状に至った経緯
- ・改善に向けたこれまでの努力及びその結果
- ・取引金融機関との関係
- ・収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向けて活用できる会社の資源
- ・収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向けた要望、社内体制の準備の可能性

（略）

（4）統括責任者及び統括責任者補佐は、保証人の保証債務の整理を行う必要があると判断した場合には、保証人にその旨を伝え、必要に応じ、再チャレンジ支援を提案する等、可能な対応を行う。

(5) 統括責任者は、都道府県中小企業支援センター、商工会議所、商工会、
よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、信用保証協会の個別相
談、専門家派遣等の支援及び政府系金融機関の公的金融支援等を受けるこ
とが適切と判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、各関係支援機関
に紹介を行う。

(略)

第7 産業復興相談センターによる復興支援

1. 産業復興相談センターの目的

災害等の影響により経営環境が悪化した中小企業者等（以下「被災事業者」
という。）には、その迅速な事業再開が被災地域における復興に資するという
特性がある。協議会は、関係機関や専門家等と連携して、被災事業者が取り
組む事業再生を迅速に支援することにより、被災地域において大きな役割を
果たす被災事業者の事業再生を図り、もって被災地域の復興を目指すものと
する。

2. 具体的手続等

復興相談センターの内容、手続、基準等については、本基本要領 別冊5「産
業復興相談センター要領」に定める。

(5) 統括責任者は、都道府県中小企業支援センター・商工会議所・商工会の
個別相談・専門家派遣等の支援及び政府系金融機関の公的金融支援等で対
応することが適切と判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、各関係
支援機関に申し送りを行う。

(略)

(新設)